

③ 令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が下記のとおり決定されました。

※茨城県内は均一の保険料率となります。

均等割額	46,000円 (6,500円増)
所得割率	8.50% (0.50%増)

(参考) 平成30・令和元年度 均等割額 39,500円 (全国45位)

所得割率 8.00% (全国38位)

【後期高齢者保険料率の見直しについて】

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加していますが、茨城県では、後期高齢者医療広域連合が保有する基金を取り崩すことで、保険料率を8年間据え置くことができました。しかし、令和元年度末で基金が底をつくため、令和2・3年度の医療給付費を保険料で賄えるよう、保険料率が改定されました。

【個人ごとの保険料の決めかた】

1年間の保険料額 (100円未満切捨て) ※賦課限度額64万円	=	均等割額 被保険者一人当たり 46,000円	+	所得割額 (賦課のもととなる金額) ×8.50%
---------------------------------------	---	------------------------------	---	--------------------------------

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、賦課限度額が変更となりました。62万円→64万円(2万円増)

1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減（令和2年度）

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合
①33万円以下の世帯（②を除く）	7.75割
②33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合に限る）	7割
③33万円＋「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
④33万円＋「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）されます。また、所得割額の負担はありません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

問 保険年金課（内線141・142）